

市民農園の整備に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)に関する事務の取扱いについては、関係法令及び市民農園の整備に関する基本方針等に定めるところによるほかこの要領によるものとする。

(関係法令の略称)

第2 この要領においては、関係法令等を次のとおり略している。

法令等名称	略称
市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)	「法」
市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省令・建設省令第1号)	「省令」
市民農園整備促進法の運用について(平成2年9月20日2構改B第982号、建設省経民発第41号、建設省都公緑発第108号)	「運用通達」
市民農園の整備に関する留意事項について(平成4年4月7日農地第43号、千葉県農林部長通知)	「留意通知」

(市民農園区域の指定)

第3 法第4条第2項に定める市民農園区域の指定に係る協議は、様式第1号(市民農園区域の指定に係る協議書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第1号(市民農園区域の指定に係る協議書)の作成については、次の要領によるものとする。

(1) 様式第1号には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 市民農園区域指定調書(運用通達第3の1の(5)に定める書面)

ロ 農業委員会の決定(運用通達第3の2に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14号)

(2) (1)のイの市民農園区域指定調書の作成にあたっては、次に掲げることに留意して作成するものとする。

イ 市民農園区域を複数箇所指定する場合で、かつ、それらの市民農園区域が同じ地区にある場合は、地区ごとに作成するものとする。この場合、様式第3号の市民農園区域総括表を市民農園区域指定調書に添付すること。

ロ 市民農園区域指定調書に添付する別図(市民農園区域及び付近の状況を示す図面)は、縮尺1/2500程度の図面とすること。

3 1の協議の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第2号(市民農園区域の指定に係る協議回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園区域の変更)

第4 法第4条第4項に定める市民農園区域の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 指定した市民農園区域の位置、形状若しくは面積を変更しようとする場合(指定した市民農園区域を廃止しようとする場合を含む。)

(2) 市街化区域に編入される等事情の変更により、市民農園区域を変更する必要があると認められる場合

2 法第4条第5項において準用する同条第2項の市民農園区域の指定変更に係る協議は、様式第4号(市民農園区域の指定変更に係る協議書)を用いて行うものとする。

3 2の様式第4号(市民農園区域の指定変更に係る協議書)の作成については、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第4号には、次に掲げる書面を添付するものとする。

イ 市民農園区域変更指定調書(以下「変更指定調書」という。)

ロ 農業委員会の決定(運用通達第3の2に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14条)

(2) (1)の変更指定調書の作成にあたっては、市民農園区域指定調書に準ずるほか、次に掲げることに留意して作成するものとする。

イ 変更指定調書は変更しようとする地区ごとに作成すること。

ロ 変更指定調書に添付する別図(市民農園区域及び付近の状況を示す図面)は、縮尺1/2500程度の図面を添付すること。なお、市民農園区域を廃止しようとする以外の場合にあっては、市民農園区域の変更前と変更後が識別できるように表示す

ること。

八 変更指定調書の記載事項は、次に掲げること留意して記入するものとする。

(イ)市民農園区域を廃止しようとする以外の変更の場合

- a 市民農園区域指定調書中、表題部の「市民農園区域指定調書」は「市民農園区域指定調書(変更)」と訂正すること。
- b 市民農園区域指定調書中、1の「市民農園区域の指定の必要性」については、「市民農園区域の変更の理由」と訂正したうえで記入すること。
- c 市民農園区域指定調書中、2から5の事項については、変更しようとする箇所を二段書きで記入することとし、上段に()で現状の内容を、下段に変更しようとする内容を記入すること。なお、変更しない箇所については現状の内容を記入すること。

(ロ)市民農園区域を廃止しようとする場合

- a 市民農園区域指定調書中、表題部の「市民農園区域指定調書」は、「市民農園区域指定調書(廃止)」と訂正すること。
- b 市民農園区域指定調書中、1の「市民農園区域の指定の必要性」については、「市民農園区域の廃止の理由」と訂正したうえで記入すること。
- c 市民農園区域指定調書中、2から5の事項については、廃止しようとする区域の内容について記入すること。

4 2の協議の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第5号(市民農園区域の指定変更に係る協議回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園区域の指定及び変更指定に係る通知)

第5 運用通達第3の6の規定(運用通達第3の8において準用する場合を含む。)による市民農園区域を指定した旨の通知は、様式第6号(市民農園区域の指定(変更指定)に係る通知書)を用いて行うものとし、法第4条第3項の規定により公表した公報等の写しを添付することとする。

(交換分合)

第6 法第5条第2項の規定による交換分合計画の認可申請については、様式第13号(交換分合計画認可申請書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第13号(交換分合計画認可申請書)については、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第13号(交換分合計画認可申請書)には、省令第1条に定める書面のほか、次に掲げる書面を添付するものとする。

イ 農地等の交換分合計画書

ロ 計画樹立経過概要書

ハ 法第5条第2項に定める権利者の同意があったことを証する書面

ニ その他必要と認められる書面

(2) 省令第1条第1項第2号に規定する計画図には、市民農園区域を表示することとし、現状と計画が識別できるよう留意して作成するものとする。

(3) (1)のイの農地等の交換分合計画書の作成にあたっては、農地等の交換分合計画書に関する様式について(25地局第1602号昭和25年8月22日農地局長通達)に定める様式のうち、当該交換分合計画に関わる書類を作成して添付するものとし、「農地等の交換分合計画書の記載要領」等について(25地管第617号昭和25年10月20日農林省農地局管理部長通達)に従って記載するものとする。

(4) (1)のロの計画樹立経過概要書の作成にあたっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

a 計画地選定の経緯

b 基礎調査について(土地調査、権利に関する調査、分散状況調査、経営調査、営農意思及び規模拡大の意思の調査、各権利者の市民農園としての利用の意思の調査等)

c 隣接地帯との関連

d 農業生産との関連

e 地帯別団地計画及び団地計画

f 計画樹立の方法(権利者との合議、説明会の経緯等)

g 土地改良区の意見(交換分合すべき土地の全部又は一部が土地改良区の地区内にある場合)

h 関係機関との調整状況

i 清算金の有無及び算出方法

j 附帯事業の有無

k 交換分合地域の地目別面積・筆数一覧

l 地目別権利移動面積・筆数一覧

(市民農園の開設の認定)

第7 法第7条第4項に定める市民農園の開設の認定に係る同意の申請は、様式第7号(市民農園の開設認定に係る同意申請書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第7号(市民農園の開設認定に係る同意申請書)の作成にあたっては、次の要領により作成するものとする。

(1) 様式第7号には、次に掲げる書類を添付するものとする。

イ 市民農園開設認定申請書(運用通達第5の2に定める書面)の写し

ロ 農業委員会の決定(運用通達第5の5に定める手続き)を経たことを証する書面の写し

ハ 関係部局調整結果表(様式第14号)

(2) (1)のイの開設認定申請書については、運用通達第5の2に定める市民農園開設認定申請書(以下「市民農園開設認定申請書」という。)及び第5の2の(1)に定める市民農園整備運営計画書(以下「市民農園整備運営計画書」という。)に従って作成するものとする。

3 1の同意申請の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第8号(市民農園の開設認定に係る同意申請の回答書)を用いて行うものとする。

(整備運営計画の変更)

第8 法第7条第5項の規定による整備運営計画の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 開設認定を受けた市民農園について、その位置、形状若しくは面積を変更しようとする場合(開設認定を受けた市民農園を廃止する場合を含む。)

(2) 開設認定を受けた市民農園について、法第11条第1項の規定により特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(以下「特定農地貸付法」という。)第3条第3項の特例を受けた農地を変更しようとする場合(特定農地貸付法施行規則第2条各号に掲げる変更以外の軽微な変更の場合を除く。)

(3) 農地の利用方式を法第2条第2項第1号イからロに変更する場合

- (4) 開設認定を受けた市民農園について、法第 11 条第 2 項又は第 3 項の規定により、農地法第 4 条又は第 5 条の特例を受けて、農地を新たに転用しようとする場合
 - (5) 開設認定を受けた市民農園について、法第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により都市計画法の特例を受けて、市民農園施設を新たに建築しようとする場合及び市民農園施設の増築、改築若しくは種別の変更をしようとする場合
 - (6) その他開設認定を受けた市民農園の整備運営について、重大な影響を及ぼすと認められる場合
- 2 法第 7 条第 6 項において準用する同条第 4 項の整備運営計画の変更認定に係る同意の申請は、様式第 9 号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請書)を用いて行うものとする。
- 3 2 の様式第 9 号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請書)の作成にあたっては、次の要領により作成するものとする。
- (1) 様式第 9 号には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - イ 市民農園変更認定申請書
 - ロ 農業委員会の決定(運用通達第 5 の 5 に定める手続き)を経たことを証する書面の写し
 - ハ 市民農園変更理由書
 - ニ 関係部局調整結果表(様式第 14 号)
- (2) (1)のイの変更認定申請書の作成にあたっては、市民農園開設認定申請書及び市民農園整備運営計画書に準ずるほか、次に掲げることについて留意して作成するものとする。
- イ 変更認定申請書の各記載事項は、次の規定に従って記入すること。
 - (イ)開設した市民農園を廃止しようとする以外の変更の場合
 - a 市民農園開設認定申請書中、表題部の「市民農園開設認定書」は「市民農園開設認定申請書(変更)」と訂正すること。
 - b 市民農園整備運営計画書中、表題部の「市民農園整備運営計画書」は「市民農園整備運営計画書(変更)」と訂正すること。
 - c 市民農園整備運営計画書中、1 から 8 の事項については、変更しようとする箇所を二段書きで記入することとし、上段に()で現状の内容を、下段に変更しようとする内容を記入すること。

なお、変更しない箇所については、現状の内容を記入すること。

(D)開設した市民農園を廃止しようとする場合

- a 市民農園開設認定申請書中、表題部の「市民農園開設認定申請書」は「市民農園開設認定申請書(廃止)」と訂正すること。
- b 市民農園整備運営計画書中、表題部の「市民農園整備運営計画書」は「市民農園整備運営計画書(廃止)」と訂正すること。
- c 市民農園整備運営計画書中、1から8の事項については、廃止しようとする市民農園の内容について記入すること。

ロ 変更認定申請書に添付する図面等は、次に掲げることに留意して作成するものとする。

(イ)開設した市民農園を廃止しようとする以外の変更の場合

- a 市民農園開設認定申請書の記の2の「市民農園の位置を表示した地形図」(省令第9条第2項第1号及び運用通達第5の2の(2)に規定する地形図)は、市民農園の位置を変更しようとする場合について添付することとし、現状の市民農園の位置及び変更しようとする市民農園の位置について表示すること。
- b 市民農園開設認定申請書の記の3の「市民農園の区域並びに市民農園施設の位置、形状及び種別を表示した平面図」(省令第9条第2項第2号及び運用通達第5の2の(3)に規定する平面図)は、市民農園の位置若しくは形状又は市民農園施設の位置、形状、若しくは種別(以下「市民農園施設の位置等」という。)を変更しようとする場合について添付することとし、市民農園区域を表示したうえで、現状の市民農園施設の位置等と変更しようとする市民農園施設の位置等が識別できるように表示すること。
- c 市民農園開設認定申請書の記の4の「市民農園施設(建築物)の概要を表示した平面図」(省令第9条第2項第3号及び運用通達第5の2の(4)に規定する平面図)は、市民農園施設を新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)しようとする場合についてのみ添付することとし、現状の市民農園施設の概要と新築等しようとする市民農園施設の概要が識別できるように表示すること。
- d 市民農園開設認定申請書の記の5の「土地の登記簿謄本」(運用通達第5の2の(5)に規定する謄本)は、市民農園の位置、面積若しくは形状の変更に伴い、市民農園に新たな土地を含める場合について添付することとし、その新たな土地の

謄本を添付すること。

- e 市民農園開設認定申請書の記の6の「土地の地番を表示する図面」(運用通達第5の2の(6)に規定する図面)は市民農園の位置、面積若しくは形状を変更しようとする場合について添付することとし、現状の市民農園の部分と変更しようとする市民農園の部分が識別できるように表示すること。
- f 市民農園開設認定申請書の記の7の「土地改良区の意見書」(省令第9条第3項及び運用通達第5の2の(7)に規定する意見書)は、市民農園の位置、面積若しくは形状を変更しようとする場合で、変更に係る箇所が土地改良区内の新たな土地を含む場合について添付すること。
- g 市民農園開設認定申請書の記の8の「農園利用契約書の案」(運用通達第5の2の(8)に規定する契約書の案)は、当該契約書を変更しようとする場合、及び農地の利用方式を法第2条第2項第1号イからロに変更しようとする場合に添付すること。

(D)開設した市民農園を廃止しようとする場合

- a 市民農園開設認定申請書の記の2から9の書面(運用通達第5の2の(2)から(9)に規定する書面)は、廃止しようとする市民農園の現状を表示する書面を添付すること。

4 2の同意申請の回答は、異議がないと認められる場合には、様式第10号(市民農園整備運営計画の変更認定に係る同意申請の回答書)を用いて行うものとする。

(市民農園の開設認定及び変更認定に係る旨の通知)

第9 運用通達第5の8の規定(留意通知第5の3において準用する同第5の1の の場合を含む。)による市民農園の開設認定を行った旨の通知は、様式第11号(市民農園の開設の認定(変更認定)に係る通知書)を用いて行うものとし、市民農園の開設の認定をしたことを証する書面(運用通達第5の8前段に規定する書面)の写しを添付すること。

(認定の取消し)

第10 留意通知第6の1に規定する認定の取消しを行った旨の報告は、様式第12号(市民農園開設認定取消報告書)を用いて行うものとする。

2 1の様式第12号(市民農園開設認定取消報告書)には次に掲げる事項を記載した書面

を添付するものとする。

イ 認定の取消しを行った理由

ロ 法第8条により徴収した報告及び法第9条により行った勧告の概要

ハ 認定の取消しに伴う影響及び今後の措置方針について